

熟練した技能者から 技能・技術を学んでみませんか？

厚生労働省ものづくりマイスターのご案内

中小企業・団体のご担当者様からのご依頼に基づき「ものづくりマイスター」が若手社員や経験の浅い社員などに対して以下のような実技指導を行っています。

ものづくりマイスターの派遣のために必要な費用は、事業の規定の範囲内で地域技能振興コーナー（厚生労働省）が負担します。

実技指導事例（中小企業）

この事例の詳細内容は
こちら ▶



会社概要

プラスチック製品の設計施策及び量産加工、射出成形金型の設計・製作。従業員数9名（全員20歳代）



▶ 課題と利用のきっかけ

主要事業のプラスチック射出成形に加え、金型製作についても内製化することになりました。金型製作の作業は難しく、独学でいろいろと取り組んでいましたが、失敗が続くとモチベーションにも影響し、機械のトラブルや顧客への迷惑につながることも、適切なアドバイスが必要でした。

これまで外部の講習会に社員を参加させて、基礎知識の習得には力を入れてきましたが、実際の製品作りでは、個別の形状や素材に応じた応用力が求められます。そのため、講習会で教わったとおりに行えることが少なく、課題が山積みになっていたところ、職業能力開発センター（職業訓練校）でこの制度を紹介されました。



▶ 実技指導の概要

1. マシニングセンタ、平面研削盤、ワイヤーカット放電加工等の操作等の基礎
2. 機械加工基礎編の復習。フライス盤、普通旋盤、平面研削盤、マシニングセンタ等の技能向上（応用技能）

（指導時の工夫など）

マイスターの指導を受けて順番に機械を動かし、自身で試行錯誤しながら製品が作れる技能の習得に取り組みました。その製品の製作過程で都度発生した疑問点について指導を受けるスタイルで、奥の深い部分がたくさんあり、行き詰まったときのコツや理屈どおりにはいかないときにどのようにするかについても指導いただきました。これにより、自らが考えて臨機応変な対応が徐々にできるようになっていきました。



▶ 効果・ものづくりマイスター指導のココがよかった

- ・「現場」で「現物」を使って「現実」を見ての指導が受けられること。
- ・実際の機械を使い、課題に合った指導で教わった内容が実務に直結すること。
- ・現場独自の悩みや課題解決のプロセスを、経験豊富なマイスターと一緒に考えてくれること。

ものづくりマイスター制度 「3つのポイント」

ポイント1 原則無料！

ものづくりマイスターの派遣費用や指導に必要な材料費は、事業の規定の範囲内で地域技能振興コーナー（厚生労働省）が負担します。窓口での相談やマイスターのコーディネート、打ち合わせも無料です。

※ 負担額の上限や対象の範囲などがありますので、詳しくは地域技能振興コーナーにご相談ください。

ポイント2 御社に直接伺います！

派遣されるものづくりマイスターは御社・団体の現場に直接伺います。

ものづくりマイスターは、原則、普段の環境で、使い慣れた機械や道具を使って実践的な指導を行っています。

（伺う曜日や時間帯などもご相談に応じます。）

ポイント3 御社のニーズに合わせてオーダーメイド！

ニーズや課題に合わせた「オーダーメイド」のカリキュラムで技能の指導を行います。

指導内容によりますが、中小企業・団体については受講者1人当たり年間上限20回までの指導を行っています。

ものづくりマイスター実技指導のご相談、お申込みは
お近くの「地域技能振興コーナー」へ
<https://waza.mhlw.go.jp/monodukuri/corner/>



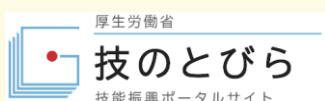
～ ご相談内容にあったものづくりマイスター派遣をコーディネートします ～

ものづくりマイスターの派遣の窓口である、全国47都道府県にある「地域技能振興コーナー」ではお話を伺い、効果的な派遣指導が実施できるよう調整します。

※ ご相談で伺った情報、また、実技指導で知り得た学校の機密情報や個人情報について、地域技能振興コーナー及びものづくりマイスターは守秘義務を遵守します。

ものづくりマイスター制度は平成25年度に始まり、令和7年度には全国で延べ182,568人日の実技指導をおこなっております。

ものづくりマイスターの実技指導例は、
ポータルサイト「技のとびら」でご紹介しています。



<https://waza.mhlw.go.jp/meister/>
ものづくりマイスター等活用事例



memo